

平成30年度第1回 とっとり女性活躍ネットワーク会議

日時 平成30年5月18日（金） 午後2時45分～午後3時45分
場所 白兔会館 ちどり

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 女性活躍推進計画の評価・課題を踏まえた平成30年度の取組

(2) 女性従業員等との意見交換のテーマについて

3 その他

資料

- 1-1 女性活躍推進計画の評価・課題を踏まえた平成30年度の取組
- 1-2 「イクボス・ファミボス」普及拡大の取組について
- 1-3 「とっとり働き方改革支援センター」の新設及び「働き方改革」に係る取組について

女性活躍推進計画の評価・課題を踏まえた平成30年度の取組

女性活躍推進課

☆女性活躍推進計画の評価（2年目）を踏まえ、施策を展開していく。

取組 1：働き方の改革

取組 2：男性の家事・育児・介護等への参画促進

取組 3：管理的地位に占める女性割合増に向けた継続的な取組

取組 1：働き方の改革

方針：トップの意識改革、イクボス・ファミボスの普及拡大と実践支援
県直営の「とっとり働き方改革支援センター」でのワンストップ相談

[主な取組]

○イクボス・ファミボスの普及啓発 [資料 1-2](#)

- ・リーディング企業見学会・トップとの座談会、年間を通じた取組好事例の紹介・発信
- ・イクボス・ファミボス普及推進委員会による県内企業との意見交換実施

○介護と仕事の両立支援（コーディネーター派遣） [資料 1-2](#)

事業主が行う、従業員の介護に係る実態把握やリスク分析に基づき、コーディネーターによる相談支援を実施

○「突然の介護」や「育児」で慌てないための組織マネジメント力向上支援 [資料 1-3](#)

従業員が家族の介護中、育児中の者になりきって一定期間勤務させる等のトライアルを実施し、ボスの組織マネジメント力の向上と同僚の共助体制を構築

○有給休暇取得向上に取り組むモデル企業の情報発信

有給休暇取得向上に向けたモデル企業を選定し、職場での有給取得や残業の有無など見える化に取り組んでもらいその効果を発信

○とっとり働き方改革支援センターの設置 [資料 1-3](#)

平成30年4月、関係機関と県による一体的な支援体制を構築し、「働き方改革」をさらに推進するため、県直営の「とっとり働き方改革支援センター」を新設

○取組促進のための普及啓発 [資料 1-3](#)

働き方改革の理解促進、取組事例や各種助成金・支援制度の紹介等を行うため、社会保険労務士（社労士）が県内企業を訪問ほか、セミナーを開催

○センターへの相談内容に対応した専門家派遣 [資料 1-3](#)

センター及び県立ハローワークが企業から受け付けた相談内容に応じて、専門家（社労士、中小企業診断士、ITコーディネーター等）を派遣し、労働・経営面の助言を実施

取組 2：男性の家事・育児・介護等への参画促進

方針：企業内研修の支援と出前講座、セミナー開催を通じた普及啓発を推進

[主な取組]

○企業内研修支援による家事・育児の参加啓発

企業に出向き、経営者や男性従業員に対する妊婦体験や家事・育児講座の開催を通じて、男性職員の家事・育児参加を応援する機運を醸成

○企業のファミリーサポート休暇取得と促進

企業における男性育休・介護休業等取得奨励金に、不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇取得を奨励金交付メニューに加え、休暇取得を促進

○子育て環境整備に向けた普及啓発

企業子宝率調査を実施し、企業、事業所の子育て環境を把握。優良企業等の表彰を通じて普及・啓発を促進

○家事シェアを考えるセミナー等の開催

男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型セミナーの開催や、地域やPTAなどで実施する講座に講師を派遣し、男性の家事・育児参画を促進

取組 3：管理的地位に占める女性割合増に向けた継続的な取組

方針：女性がやりがいをもち能力を発揮できるよう、引き続きキャリア形成を支援

[主な取組]

○女性のロールモデル発信

女性が将来の不安を払しょくし、将来のキャリアプランを描きつつ、管理的地位に就くことを目指す女性の増加を図るため、県内で活躍している女性（ロールモデル）を紹介

○女性リーダー育成セミナー

女性中堅従業員等を対象としてキャリアアップやキャリア形成に資するセミナーを開催

「イクボス・ファミボス」普及拡大の取組について

女性活躍推進課

1 イクボス・ファミボスの普及啓発

女星活躍とっとり会議のコアメンバーで構成する「イクボス・ファミボス普及推進委員会」を中心に企業への働きかけ、情報発信に取り組むとともに、優良企業表彰等を通じてイクボス・ファミボスの普及啓発・機運醸成を図る。

(1) リーディング企業の見学会・トップとの座談会の開催

イクボス・ファミボスに取り組もうとする企業が、リーディング企業に訪問し、働きやすい職場環境を現地視察するとともに、リーディング企業トップから直接学び、意見交換する機会を設定。

(2) リーディング企業の好事例の取組を情報発信

多様で柔軟な働き方導入や制度活用の工夫など優れたイクボス・ファミボスの取組を実践しているリーディング企業を年間を通じ新聞で紹介し、広く発信。

(3) 県内企業との意見交換実施

イクボス・ファミボス普及推進委員会による企業訪問や経営者との意見交換を通じて、企業への働きかけを進めるとともに、ご意見を聞き取り、課題の抽出や取組を検討。

2 イクボス・ファミボス実践支援

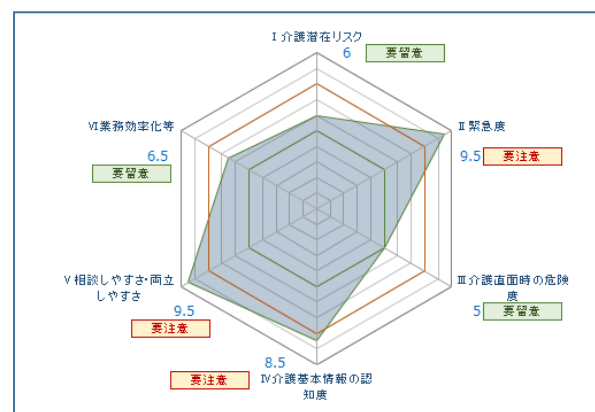
(1) 介護と仕事の両立支援（コーディネーターの派遣）

従業員の介護状況や将来の介護リスクを把握するためのチェックシート（H29.12 県作成）により、事業主が自社の実態や将来のリスクを自己分析した上で、介護サービス、心身の健康管理等の相談支援を希望する企業へコーディネーター（保健師等）を派遣。

仕事と介護の両立チェックシート

イクボス・ファミボスに取り組む事業主の皆様が、従業員の介護問題に関する現状把握や将来の状況予測により、従業員の仕事と介護の両立支援の必要性を認識するとともに、従業員が自身の抱える介護問題に関する状況を認識するためのチェックシート及び診断ツールを作成。

[診断結果グラフ（イメージ）]



(2) 「突然の介護」や「育児」で慌てないための組織マネジメント力向上支援

従業員が家族の介護中、育児中の者になりきって一定期間勤務させる等のトライアルを実施し、ボスの組織マネジメント力の向上と同僚の共助体制の構築を支援。

「とっとり働き方改革支援センター」の新設及び「働き方改革」に係る取組について

平成30年5月7日
鳥取県商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

- 県内企業での人材不足が深刻化する中、人材の確保・定着化、多様な人材の活用のためには、「働き方改革」による働きやすい職場づくり・生産性向上を進めることが重要である。
- 従来から、人材確保、雇用環境整備、生産性向上等、「働き方改革」に係る取組の個別支援を進めてきたが、関係機関と県による一体的な支援体制を構築し、県内企業の「働き方改革」をさらに推進するため、平成30年4月、県直営の「とっとり働き方改革支援センター」を新設した。
- 相談対応や企業訪問による普及啓発、専門家派遣や資金面での支援による職場づくり・生産性向上の取組支援、業種別モデルプラン検討・実施により、「働き方改革」に取り組み、人手不足の状況下でも求職者から選ばれる県内企業を増やしたい。

1 とっとり働き方改革支援センターについて

- (1) 所在地 鳥取市東町1-220 商工労働部雇用人材局内（鳥取県庁本庁舎7階）
- (2) 設置時期 平成30年4月1日（4月2日、開所式を実施）
- (3) 組織体制 所長（雇用人材局長：兼務）、参事（雇用政策課長：兼務）、専任職員（正職員）2名
※上の4名のほか、県立ハローワーク及び関係課長が参事として兼務

2 働き方改革に係る主な取組（働き方改革促進事業）について

- (1) 取組促進のための普及啓発（県内企業への訪問、セミナー・発表会の開催）
- 働き方改革の理解促進、取組事例や各種助成金・支援制度の紹介等を行うため、社会保険労務士（社労士）が県内企業を訪問。
 - 働き方改革への取組のきっかけ作りのため、企業の「働きがい」の高め方や効果を理解してもらうためのフォーラム（年1回）、事例発表・企業交流会（年2回程度）を開催。
- (2) センターへの相談内容に対応した専門家派遣
- センター及び県立ハローワークが企業から受け付けた相談内容に応じて、専門家（社労士、中小企業診断士、ITコーディネーター等）を派遣し、労働・経営面の助言や就業規則等改正を支援。
（参考 H29:12社、H30（4月末現在）：8社）
- (3) 具体的な課題対応手法の提供（働き方改革経営者塾の開催）
- 業界団体と連携し、経営者・管理者層が、働き方改革の本質や業種別の具体的な課題への対応等を理解するためのプログラム（＝働き方改革経営者塾）を開催（年6回程度）。
- (4) 業種別モデルプランの検討・取組支援
- 業界ごとの取組事例を作るため、県関係部局主体の支援チーム（福祉、建設、製造、観光、農林水産）が、業界団体と協力しながら、業種別の生産性向上等のモデルプランを検討。
 - モデルプランに取り組む企業に対しては、商工団体等と連携しながら支援。
- (5) 企業への支援策（補助・融資）
- 育児・介護休業の取得を機に、新たに従業員を正規雇用して社内体制を見直し、生産性向上等に取り組む企業を支援（働き方改革促進体制整備事業：新規雇用者研修、用品調達等経費等へ補助）。
 - 従業員の労働環境改善に取り組む企業に対し、働き方改革応援資金により資金調達を支援。
 - 働き方改革のモデル事業を支援するため、県版経営革新に「働き方改革型」を創設。
- (6) 事業の一体的な実施体制の構築
- 各実施主体の事業の調整や一体的な推進、PDCA等、効果的な事業運営の仕組みを構築するため、商工団体や関係機関との連絡会議（年6回程度）を開催。また、県庁内各部局及び県立ハローワークの兼務職員との進捗管理、課題整理のミーティングを毎月実施。

※国が設置した「働き方改革サポートオフィス鳥取」とは、役割の重複を避け、効果的な運営を行う。

※従来同様、労働相談については、みなくる（鳥取県中小企業労働相談所／鳥取・倉吉・米子）にて対応。